

總 則 編

第1章 計画の目的と編成

第1 目的

本市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されており、地震が発生した場合、地割れ、液状化現象などによる道路の寸断、住居の倒壊、火災の発生など大きな被害が発生する可能性がある。

また、笛吹川と富士川（釜無川）の扇状地に開けた田富・玉穂地区は、流域が平地で河川面との差が少ないため、豪雨で洪水が起きる可能性がある。そして笛吹川沿いは、地盤軟弱な地帯で地下水が高いので、大規模地震による液状化の危険性が高い。一方豊富地区は、南西に急峻な御坂山系があり、北面傾斜で山地災害が発生しやすい。

さらに、近年の社会・産業構造の多様化に伴い、大規模災害の発生についても、その危険性が指摘されている。

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、国、県、市、公共機関、住民それぞれが防災に向けて積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成するものである。

これらを踏まえ、「中央市地域防災計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市の防災に関する基本的事項を総合的に定め、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、中央市防災会議が策定する計画である。

第2 編成

この計画の編成は、次の4編からなる。

なお、地震編の各節において、一般災害編と内容が共通する計画については、一般災害編を準用することとする。

総 則 編

一般災害編

地 震 編

資 料 編